
【成年後見法研究—Adult Guardianship Law Review—第10号抜刷】

《国際シンポジウム》

台湾成年後見制度の 現状と課題

〔報告①〕 台湾および中国における任意監護の研究に対する若干の考察

国立台湾大学教授 陳 自強

〔共訳〕 流通経済大学教授 村田 彰
流通経済大学教授 周 作彩

〔報告②〕 不動産の処分に対する台湾の裁判所の許可から成年被後見人の利益を考える

国立台湾大学助理教授 黄 詩淳

〔報告②〕

不動産の処分に対する台湾の裁判所の許可から成年被後見人の利益を考える

国立台湾大学助理教授 黄 詩 淳

1 台湾における新成年後見制度の利用状況

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分な者の判断能力を補い、その者の権利や利益を擁護する制度である。台湾では2008年5月に従前の禁治産制度が成年後見（原文は「監護」）制度に改められ、2009年11月23日から施行されている。旧法の問題および新法の概要については、すでに多くの研究が存在するので、本報告では詳細には取り上げない。

新制度の利用状況について、司法院の統計年報によると、地方裁判所が審理を完了した後見事件は、2009年には3765件であったのに対し、新制度の発足の初年である2010年には5012件、2011年には5319件に増加した（〔表〕参照。正確には2009年11月23日に新法が実施されたが、2009年は41日しか残っておらず、計算に入れないことにした）。とはいえ、この数字からは裁判所に係属する事件の内容、たとえば、後見開始の裁定（日本の「審判」に相当）の件数は判明しない。

そのため、次の2種類のアプローチを用いて調査を行った。まず、現在、台湾における裁判がインターネットで公開されているので、「法学資料検索システム」の「裁判書検索」の機能で、毎年の後見開始の申立て（補助を含まない。結果が

(1) 日本語の文献として、岡孝「台湾における成年後見制度の改正について」岡孝=沖野真己=山下純司編『東アジア私法の諸相』1頁～17頁（勁草書房、2009年）、張清雲著=錢偉榮訳「中華民國民法における成年監護制度についての検討」同書19頁～49頁、笠原俊宏「中華民國民法総則編及び親族編の改正(上)」戸籍時報637号31頁～42頁（2009年）、笠原俊宏「中華民國民法総則編及び親族編の改正(下)」戸籍時報638号14頁～26頁（2009年）、鄧學仁「台湾親族法の改正(上)」戸籍時報652号20頁～21頁（2010年）、陳自強（村田彰・周作彩共訳）「台湾新成年監護制度の紹介」本誌8号148頁～168頁（2011年）、林秀雄「台湾の成年後見制度」実践成年後見40号106頁～109頁（2012年）、林秀雄「台湾における成年後見制度」2010年成年後見法世界会議組織委員会編『成年後見法における自律と保護——成年後見法世界会議講演録』231頁～235頁（日本評論社、2012年）。

(2) 司法院統計処『司法統計年報』中の「31.地方法院辦理非訟事件收結情形——按事件別分」を参照した。

(3) 司法院法学資料検索システム〈<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>〉。なお、未成年者または性犯罪に関する裁判内容は公表されないが、事件の存在は裁判番号で判明する。

(4) 台湾では審判の手続がないため、後見に関する手続は非訟事件として裁定で行われている。

〔表〕異なる統計資料から見た台湾の成年後見

| | 〈司法統計年報〉における審理完了の監護関係事件数 | 法学資料検索システムに掲載された監護開始の申立ての裁定数 | 監護・補助宣告検索システムに公告された監護開始の裁定数 | 監護・補助宣告検索システムに公告された補助開始の裁定数 | 被後見人の不動産を処分するための許可申立ての数 |
|-------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 2008年 | 3,320 | 10 | — | — | 1 |
| 2009年 | 3,765 | 45 | 21 | 2 | 39 |
| 2010年 | 5,012 | 2,137 | 2,188 | 505 | 378 |
| 2011年 | 5,319 | 2,647 | 2,510 | 573 | 435 |
| 2012年 | 未公表 | 3,170 | 2,641 | 545 | 555 |

認容と棄却の両方を含む)の数を集計してみた。2009年にはわずか45件であったのに対して、2010年には2137件、2011年には2647件、2012年8月31日までには3170件である（〔表〕参照）。しかし、2009年の11月下旬に新法が実施されたとはいえ、2009年と2010年の後見開始の件数に、これほどの劇的な差があるとは考えにくく、2009年以前には各裁判所はすべての裁定を公開していなかったのだろうと推測することができる。

次に、台湾の民事訴訟法605条2項は「前項の裁定〔筆者注：後見開始の裁定〕の送達後、裁判所は相当の方法により裁定の要旨を公告しなければならない」と定めていることを受け、司法院は新法実施を契機として「監護・補助宣告検索システム」というウェブサイトを整備し、後見開始の裁定の要旨をこのサイトに公開することが民事訴訟法の「公告」に該当すると解した。なお、その性質上、このシステムでは、裁判所に認容された後見開始の申立てだけが閲覧可能である。同システムのサイトの検索からは、2009年には21件（補助は2件）、2010年には2188件（補助は505件）、2011年には2510件（補助は573件）、2012年には2641件（補助は345件）という結果が得られた（〔表〕参照）。

前述したように、「監護・補助宣告検索システム」で公告された裁定は、すべて申立てが認容されて後見が開始されているから、「法学資料検索システム」に掲載された申立てよりも数において少ないはずであるが、2010年のデータはそうようになっていない。その理由はおそらく新法発足からしばらくは、裁判所はまだすべての裁定を確実に「法学資料検索システム」に公表していなかったからであろう。また、後見開始の件数はおおむね毎年2000件台であり、補助開始の数は500件台で推移している。

(5) <http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS001.asp?classFlag=z&Search=y>

さらに、成年後見事件のうち、被後見人の不動産を処分するために裁判所の許可を得ようとする事件の数は、2012年には555件もあり、監護関係事件数の中で一定の割合を占めており（〔表〕参照）、監護・補助開始の類型に次ぐ重要なものである。本報告では、このような事件に焦点を絞り、法制度の変遷および裁判実務に現れた紛争類型について詳しく検討したい。

2 不動産の処分に対する許可制度の変遷

台湾では成年被後見人は法律上の無能力者とされている（民法15条）ため、その法律行為は法定代理人である後見人が代理して行うこととなる（同法1098条1項）。後見人の代理権は包括的であり、本来は被後見人を代理して財産を処分することができるが、不動産の価値の大きさから、その処分が被後見人の利益に対して重大な影響を及ぼす可能性に鑑み、旧1101条は、「後見人は被後見人の財産について、被後見人の利益のためでなければそれを使用しまたは処分してはならない。不動産の処分はさらに親族会の同意を得る必要がある」と定めていた。すなわち、2009年11月23日まで親族会が後見監督機関とされていたので、後見人は、被後見人の不動産を代理して処分する際に、親族会を招集し（後見人は招集権者、民法1129条）、同意を得れば足り、親族会の決議に不服がなければ裁判所に行く必要はなかった。したがって、それまでは民法1101条に関する事件が裁判所で見られることは稀であった。⁽⁶⁾

一方、核家族化が進んでいる現代社会では、親族会の招集が徐々に難しくなり、その機能が弱まりつつあるため、裁判所が親族会に代わるべきであるという批判もあった。それに応えて、2009年の新法において、1101条は、「(1項) 後見人は被後見人の財産について、被後見人の利益のためでなければそれを使用し、あるいは代理しまたは同意して処分してはならない。(2項) 後見人が以下の行為を行う場合に、裁判所の許可がなければその行為の効力は生じない。一 被後見人を代理して不動産を購入しまたは処分すること。二 被後見人を代理して、その居住用の建物またはその敷地を賃貸し、他人に使用させまたは賃借を解除すること」と改正された（なお、3項は後見人の投資行為に対する制限であるが、本報告とは直接の関係がないため、触れないこととする）。

2項2号の規定は、日本民法859条の3を参照して立法されたといわれている⁽⁷⁾が、日本と異なるのは、1号があるから許可の必要な処分対象はすべての不動産に及ぶこと⁽⁸⁾、また、未成年後見と成年後見の両方に適用されることである。当初、

(6) 2008年の1件のほか、2006年も1件あったが、2005年以前は全くなかった。

(7) 陳祺炎＝黄宗樂＝郭振恭『民法親屬新論〔十版〕』478頁（三民、2011年）。

司法院は2項の新設については反対の立場であった。その理由としては、これらの事項がすべて裁判所の判断を要するなら、そのための時間がかかり、被後見人の利益に合致しない結果となる可能性があることがあげられた⁽⁹⁾が、司法院の意見は採用されなかった。

いずれにせよ、新法は、被後見人の不動産の処分については依然として監督機関の許可を求めるが、監督機関を親族会から裁判所に変更したため、裁判所に係属する事件が大幅に増えている。学説は、後見人と裁判所に対して重い負担を与えてしまうと危惧しながらも、被後見人の利益保護のため裁判所が関与することが現代の後見法のあり方であると考え、積極的に評価している。⁽¹⁰⁾

許可制度の意義は、後見人の処分の妥当性、すなわち、1101条1項における「被後見人の利益のための処分」であるか否かを裁判所にダブルチェックさせることである。裁判所は被後見人の利益という基準で審査を行うが、被後見人の利益が不確定概念であるため、積み重ねた裁判例からその判断基準を抽出することは、今後の裁判の安定に資し重要であるのに鑑み、以下では裁判例の分析を試みる。

3 許可事件の類型化

民法1101条2項1号が適用された事件については、購入はさておき、実務上多く現れている「処分」行為の内容は、主に以下の4種類である。

(1) 不動産の売却

(A) 生活費や療養看護費の調達

後見人による被後見人の不動産の処分の理由として最も多く見られるのは、生活費や療養看護費を得ることである。その際に、裁判所は本人の預貯金や収支の状況を確認し、売却の必要性を審理する。たとえば、士林地方法院99(2010)年度監字第29号裁定では、後見人は、被後見人の生活費と医療費を調達するため、被後見人の所有する台北市にあるA建物とB敷地および台北県にあるC建物とD敷地を売却することを申し立てた。しかし、裁判所は、被後見人の毎月の生活費と医療費が4万元（11万円相当）であることを認定したうえで、A建物とB敷地が相続された財産であり、他の共有者（被後見人の兄弟）が売却についてす

(8) 日本が居住用の不動産に制限した理由は、後見人の代理権に対する過度の制約を課さないためである。小林昭彦＝大門匡編著『新成年後見制度の解説』150頁（金融財政事情研究会、2000年）。

(9) 立法院公報97卷20期177頁（2008年）。

(10) 陳＝黄＝郭・前掲注(7)478頁。

(11) 民国紀元であるため、1911を加えると西暦となる。この件は2010年。以下同様。

で合意したことに鑑み、被後見人が6分の1の持分を有し、売却すれば約150万円の代金が得られ、それが4年間の生活費に相当し、療養看護に足りるから、現在の時点でC建物とD敷地を処分する必要性がないとして、一部の請求を認めるにとどめた。

換言すれば、被後見人が実際に生活費の不足に陥る状況になっていなければ、裁判所は一般的には、今なら高額で処分できるからという理由での処分を許可しない⁽¹²⁾。しかし、これに反対する見解もある。たとえば、被後見人が資金不足でないにもかかわらず、その土地が他人との共有物であり、利用しにくく、よって売却して代金を受け取ったほうが被後見人の利益に適うという裁判例もいくつか存在している⁽¹³⁾。

(B) 住居の買換え

この類型における売却の対象はほとんど被後見人の居住用の不動産である。たとえば、あるケースでは、脳卒中で足が不自由になった被後見人は、その年金と貯金で生活費と医療費を賄えるが、エレベーターのない老朽化したアパートの2階に住んでおり、車椅子で出入りすることが非常に困難であった。そのため、裁判所は、当該アパートを売却してエレベーターのあるマンションに買い換えるという後見人の申立てを許可した⁽¹⁴⁾。

他方で、被後見人の居住上または療養看護上のニーズがなく、ただ将来の可能性を予測して、即座に住み替えたいという主張は、裁判所では受け入れられていない。すなわち、被後見人は台北市のアパートに住んでおり、生活上の不都合はないが、後見人は、将来当該アパートが都市再開発の対象になりかねないにもかかわらず、被後見人が再開発の費用を負担しきれないため、現在の住居を売却し、郊外の建物に買い替える必要があると主張した。これに対して、裁判所は、このような売却の目的が必ずしも被後見人の利益に合致せず、しかも、不動産の買換えが高いリスクを伴う投資であるから、なおさら許されないと判断した⁽¹⁵⁾。

したがって、居住用の不動産の買換え行為は、経済的利益が考慮されず、もっぱら被後見人の身上監護の需要で、その可否が決められているといえよう。

(2) マンションの建替え

被後見人の所有するマンションが老朽化したときは、建替えのために市街地再開発事業に組み込まれる可能性がある。再開発に参加するなら権利変換計画に同

(12) 台北地院98家声932、士林地院99監242、同院100監186、同院100監192、同院100監字206、板橋地院100監71、同院100監559、同院100監601。

(13) 高雄地院100監381、苗栗地院100家声43、彰化地院100監203。

(14) 台北地院99家抗100、同院100監321。

(15) 士林地院101監7。

意する必要があるが、それは従来の不動産を新しい不動産と交換することであり、1101条2項1号の処分と解される。

実務は再開発のためのマンション建替えについてはおおむね寛容である。たとえば、台北地方法院101(2012)年度監字第44号裁定では、築40年を超えた被後見人の所有するマンションの建替えについて、「係争不動産の老朽化や現在の再開発計画が土地の全体の利用、社会的な経済価値及び被後見人の利益を促す効果を有することに鑑み」、後見人が被後見人を代理して権利変換同意書と建替え契約を締結し、係争不動産を処分することが認められた⁽¹⁶⁾。また、以上の理由のほか、老朽化により建物の利用価値が低くなり、賃貸することさえ難しいという状況を指摘したうえで、その状態の放置が被後見人の利益に適わないとする見解もある⁽¹⁷⁾。留意すべきことは、以上の裁判例で処分の目的となった建物は、すべて「非居住用の不動産」である。

マンションの建替えは、買替えと同様にリスクがないわけではない。しかし、この類型の申立てについて、裁判所は、被後見人が生活資金を欠いているか否かを認定せず、建替えが社会全体への効用や被後見人個人の財産的価値の増加となるという理由で処分を認めている。おそらくそれは被後見人が他の不動産に居住しており、係争不動産の建替えが特に被後見人の日常生活に影響しないからであろう。

(3) 遺産分割

遺産分割は、ある意味では各共有者の持分の相互移譲といえるから、裁判例では1101条2項1号の処分に当たると解されている。被後見人が相続人であり、しかも遺産に不動産がある場合は、当該不動産に関する分割は処分に当たり、裁判所の許可を得なければならない。なお、裁判所は、遺産である不動産の分割が被後見人の利益に合致するか否かを判断するときには、当該分割の内容のみならず、むしろ遺産分割全体の内容を審査している。たとえば、被後見人の父親が死亡した事案で、後見人は、相続人全員が相続不動産をすべて母親に配分するという遺産分割協議に合意したという協議書を裁判所に提出したが、裁判所は、当該協議書には不動産の分割内容しか記載されておらず、他の遺産に触れていないため、被後見人が他の遺産を取得するのか、また、遺産分割が被後見人の利益に適うのかを判断できないとして許可を与えなかった。それでは、どのような分割が被後見人の利益に合致するのか。

(16) 板橋地院100監774同旨。

(17) 台北地院99家声206、苗栗地院100家声192。

(18) 花蓮地院100家声16。

(A) 法定相続分基準説

最も多く使われる判断基準は、被後見人がその「法定相続分」に相当する遺産を得られるかである。具体的には裁判所は遺産総額から法定相続分額を算出し、それを遺産分割の結果と比較する。法定相続分に満たなくても、その差が僅少である場合には許可が与えられる。たとえば彰化地院100監117では、被後見人の取得する遺産が491万3605元であり、法定相続分額である493万7923元と比べると、2万4318元足りないが、法定相続分額の5%近くにすぎないため、分割が認められた。

(B) 法定相続分に満たない場合の正当化事由

以上の(A)のとおり、裁判所は法定相続分に満たない分割について、一般的には許容しない立場にあるが、以下はそのような場合でも、特定の事由があれば、例外的に遺産分割を認める裁判例である。

(a) 扶養獲得の目的

台北地方法院100(2011)年度監字第252号裁定における遺産分割の協議は、被後見人の事実上の相続放棄を条件に、他の共同相続人(被後見人の兄弟)が被後見人の死亡まで毎月被後見人の医療費を現金で支払うという内容であったが、裁判所はそれを許可した。また、遺産分割の内容が1人の相続人に単独相続させる代わりに、当該相続人が被後見人の世話をするものであり、したがって、被後見人を含む他の相続人が全員相続を事実上放棄した事案もまた、被後見人の利益に適うとして認められた。⁽¹⁹⁾

他方で、台北地方法院100(2011)年度監字第401号と花蓮地方法院99(2010)年度家声字第46号では、単独相続しようとする相続人が、漠然と「将来は被後見人の生活費と医療費を調達する」、「将来は定期的に被後見人と面会し、自ら負うべき義務をきちんと履行する」と主張していることについて、裁判所はこのような遺産分割は被後見人利益に合致しないと判示した。

(b) 被相続人の意思または家産分析の結果の尊重

台南地方法院100(2011)年度監字第74号裁定では、被後見人Cの父親には、息子AとBおよび娘CとDの4人の子があり、遺産として1番～5番までの不動産があり、そのうち、4番と5番が先祖から代々引き継がれたものであった。遺産分割の協議は、4番と5番の不動産をAとBに共同で相続させ、1番・2番・3番の不動産をA、B、C3人のそれぞれに6分の1ずつ、Dに6分の3を相続させるという方法で分けるというものであった。遺産分割の結果、被後見人

(19) 士林地院100監209、台南地院101監3、同院99監221、彰化地院100監155、台東地院100家抗4、屏東地院99家声247等。

(20) 宜蘭地院100監34、同院100監92、板橋地院100監743。

Cの取得分が明らかに法定相続分(4分の1)に満たないにもかかわらず、裁判所は、このような分割方法が被相続人の希望であり、しかも共同相続人が合意しているからという理由で、本件を認容した。

また、台南地方法院100(2011)年度監字第198号における被後見人の母が死亡した事案で、被後見人は遺産分割により取得する財産がその法定相続分である6分の1より少なかったが、裁判所はこの処分を許可した。その理由は、当該遺産分割が家産分析の一部にすぎず、他の家産分析の行為とあわせて計算すると、被後見人の取得分が他の兄弟と同様であり、不利益ではないからである。すなわち、被後見人の父親と母親はすでに生前に自らの不動産を3人の息子に配分する方法を決めておいた(生前分家の協議)。それによると、被後見人は、上述した母親の不動産のほか、父親からも2筆の不動産を取得することとなるが、父親がまだ生存中であり、土地増値税を避けるため、この部分の権利がまだ被後見人に移転されず、父親の死亡を待つこととしたのである。裁判所は、母親の遺産相続という1つの事実のみに注目することなく、全体の家産分析の協議から、現在の遺産分割を認容した。

(4) 贈与

贈与は無償行為であるから、売却とは異なり、被後見人の利益になるとは一層言い難い。後見人があげた贈与の理由は、受贈者から扶養ないし療養看護を取得するため⁽²¹⁾、受贈者が不動産を用いて低利息のローンを借り、被後見人の生活費用にあてるため、被後見人の資産を減らして障害者手当を受領するため、被後見人が意思能力喪失の前に贈与する意思があったため等に⁽²⁴⁾分けられる。裁判例の主流もこのような処分を認めないが、一概にそうだとは言いきれない。

(5) 判断の枠組み

上述した処分行為の許可に関する裁判例をまとめてみよう。台湾の裁判所は、被後見人の利益の判断にあたり、第1に、当該処分がなければ被後見人の生活費が不足するのか、第2に、当該処分が被後見人の療養看護の環境を改善するのか、第3に、処分の結果が経済的利益の増加をもたらすのか、という3つの基準を採用している(以下、順に、「基準①、②、③」という)ことがわかる。以下では

(21) 裁判例の多数は許可を与えていない。具体的には板橋地院99監394、基隆地院100家声194、台中地院101監105、台中地院101監86、彰化地院100家抗20、澎湖地院100家声1である。これに対して、許可した裁判例として、たとえば高雄地院99監609、同院99監86、宜蘭地院101監7、板橋地院100監749、同院100監743もある。

(22) ほとんどは許可を与えない。台北地院99家抗82、同院99監193、士林地院99監260、同院99監226、苗栗地院100家声185。

(23) 士林地院99監64は否定した。

(24) 士林地院99監290、花蓮地院101家声17は共に許可しなかった。

事案類型ごとに適用される基準を整理し、さらにその当否について分析を加える。

不動産の売却の結果は、不動産の所有権を完全に失うとともに代金を得るが、現金は費消しやすく、後見人により流用される危険性が増す⁽²⁵⁾ので、判例は厳しく基準①すなわち生活費と療養看護費が不足している事情があつてはじめて処分の必要性を認めている。次に、贈与は、売却と同様に不動産の所有権を失うものの代金が得られる可能性がないため、上述した基準①②③のいずれも満足しないので、基本的には許されない。

また、不動産の所有権を完全に喪失するとは言い切れないタイプ、すなわち、別の不動産の所有権に変形するような買換え、建替え、遺産分割の類型は、売却と異なり、直接に代金を得るのではないから、生活費と医療監護費を調達するという基準①から正当化されない。以下では種類を分けて検討する。

まず、買換えについて、実務のケースはすべて居住用の不動産にかかわるものである。そうでない一般の不動産の買換えは、単なる不動産の投資であり、1101条3項より禁止されている。裁判所は居住用の不動産の買換えについて、療養看護の環境改善につながるのか、すなわち基準②で審理しており、基準③の経済的価値はポイントとなっていない。なぜなら、住み慣れた現在の環境から新住居に移動させることは、被後見人の身上面に大きな影響を与えることになるから、単純な経済的利益の増大を理由に認めるわけにはいかないからである。この類型における台湾の判例の考え方は、基本的には日本民法859条の3の趣旨と軌を一にしている。

次に、不動産の建替えについて、これまでの裁判例の事案はすべて非居住用の不動産である。実はこれは非居住用の不動産の買換えと大きな違いがなく、投資的な性格を認めない⁽²⁶⁾が、社会全体の利益ないし土地の効率的な利用という大義名分を有するとも考えるから、裁判所は、基準①と基準②によらず、基準③（経済的利益・財産的価値の増加）で判断している。

最後に、遺産分割は、既述した買換えと建替えとは少し性格が異なり、被後見人の現在所有する不動産を何らかのものと取り替えるのではなく、遺産に対する抽象的な持分から、分割を通じ確定した所有権を得ることである。そのため、基準①と基準②を用いる余地がなく、基準③を適用しうるが、遺産分割により積極

(25) この点について日本でも同様の指摘がある。久岡英樹「居住用不動産の処分」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』202頁～203頁（新日本法規、2012年）。

(26) 少数の見解であるが、士林地院100監163は、被後見人の資産の充足（係争不動産のほか、さらに不動産5筆と236万元の貯金）から係争不動産を建て替えて生活費を取得する必要性がないと認定したうえで、都市再開発のマンション建替えが不動産の投資であるため許可しなかった。

的に財産価値が増加することは考えにくく、むしろ「得べき財産を取得すること」が重要であり、その意味において基準③は遺産分割では「経済的利益の維持」に修正しなければならない。また、判例の主流は「得べき財産」を法定相続分額に相当するものと解しており、合理的であると考え。遺産分割の協議が被後見人に法定相続分に満たない遺産しか配分していない場合には、その原因は主に家族の意向である。しかし家族の希望は被後見人の利益に等しいわけではない。被後見人の事実上の相続放棄のような遺産分割によって、他の共同相続人に面倒をみてもらう結果になることは、基準①②③のいずれも満たさず、本来は許可すべきではないが、既述したとおり判例には動揺が見られる。また、被相続人の意思または家産分析の結果に従う遺産分割の類型については、裁判所も一概に否定するのではなく、厳格な基準でその意思または家産分析を確認したうえで、当該の不平等な遺産分割を認容するか否かを決めている。

4 台湾の成年後見制度の特徴

以上の類型化の分析から、台湾の判例は、多くは客観的な「被後見人の利益」（基準①②③）を用いて不動産の処分の当否を審査しているものの、事件類型（とりわけ遺産分割）によっては被後見人の家族の意向に影響されていることもうかがわれる。また、これまで取り上げた裁判例はすべて家族後見人の関与したケースであり、第三者・専門職後見人の事例は見当たらない。

台湾には成年後見人の人選に関する統計資料が存在せず、家族後見人と第三者後見人の割合は明確ではないが、士林地方裁判所の裁判官によれば、2011年に同裁判所における後見開始および後見人選任の裁定が180件あり、そのうち第三者後見人の選任は12件にとどまっている⁽²⁷⁾。さらに、筆者の別の研究（後見人の改定）からも同様の傾向を確認できる。すなわち、被後見人の親族が後見事務の遂行に不満を抱き、後見人の解任とともに、主務官庁である台北市社会局を新後見人に選任するように主張したケースで、裁判所は前者の請求を是認したが、（台北市社会局が拒否したため）後者を認めず、被後見人の娘を後見人に選任したにとどまった例がある⁽²⁸⁾。さらに、後見人の報酬請求を肯定した裁定も少なく⁽²⁹⁾、

(27) 2012年11月9日に台湾大学法律学院で行われた「監護宣告之実務与課題」座談会における裁判官の発言。この座談会の記録は2013年に公刊される予定である。

(28) 台湾における後見人の変更事件は、解任・辞任・資格喪失という区別がなく、裁判所の分類ではすべてが「後見人の改定」事件に属することとなっている。

(29) 士林地院100監272。主務機関が消極的な態度を示した理由については、座談会・前掲注(27)で若干言及されている。

(30) 報酬を認めた裁定は、台北地院101監214、同院100監402、同院100監181、士林地院94財管47、屏東地院100家声206、南投地院88監10の6件しか発見できない。

そのうち最高額は毎月8万円⁽³¹⁾(22万円相当)で、最低額は一括して3000元⁽³²⁾(8300円相当)である。この実情からもまた家族後見がかなり維持されていることがわかる。

他方で、台湾の新法において、後見監督機関が親族会から裁判所に変更され、また、主務機関も後見人に選任されることが可能となった点に着目し、後見の社会化が進んでいると評価する主張があるが、既述した家族後見人の高い割合、主務機関の消極的な立場、第三者後見人の担い手不足、後見人の報酬請求の困難さおよび本報告で分析した不動産処分の際に家族の意向に対する一定の配慮等の事情から、台湾の実情は依然として家族後見の色彩が濃いと見えるだろう。

いずれにせよ、後見監督人制度がない台湾の現在の状況の下では、個々の不動産の処分に対する裁判所のチェックは、家族の意向と被後見人の利益とのバランスを図るための極めて重要な制度である。そこから台湾の現代社会における家族という枠組みの中に存在する個人の利益のあり方も明らかになってくるのであろうから、今後も裁判例の進展を見守っていきたい。

〔質疑応答〕

【村田】 ありがとうございます。質疑に入る前に確認しておきたいことがあります。まず、黄先生、台湾民法の1101条に違反した行為の効果について、お話をさせていただきますか。

【黄】 条文上は、このような裁判所の許可なしで行った処分は、効力を生じないという明文の規定があまりです。

【村田】 この点につきましては、日本民法でも同じだと思います。このあたりの専門家は上山先生ですから、上山先生、日本法の859条の3に違反した行為の効力について少しコメントをお願いします。

【上山】 日本民法も、立法担当者は無効としており、これが一般的な理解になるかと思えます。ただ、理論的な可能性としては、無権代理という議論もあります。

【村田】 どうもありがとうございました。2番目に、1101条の許可を得る裁判所

(31) 台北地院101監字214。

(32) 士林地院94財管47。

(33) 林秀雄「論我国新修正之成年監護制度」月旦法学雑誌164期155頁～156頁(2009年)、戴瑛如「初探德國成年輔助法兼論我國成年監護制度」月旦法学雑誌167期149頁(2009年)、林・前掲注(1)「台湾の成年後見制度」109頁。

(34) この状況については座談会・前掲注(7)でも触れられている。

が、今年(2012年)の6月1日に地方裁判所から家庭裁判所に変更したということですが、その理由について教えてください。

【黄】 その理由は、成年後見事件だけではなく、家事事件法が制定され、すべての家事事件、多分日本より少し広いですが、つまり遺産分割事件のみならず、遺留分の事件とか、すべて家事に関する事件は家庭裁判所に管轄されることとなったからです。それとともに、もちろん大きな変革ですので、家事調査官の新設、それから親子間の紛争について、たとえば子どもの利益を代弁する人、手続管理人という役割も新設されました。まだ施行されて1カ月しかたっていないので、かなり混乱しているようです。ちなみに、独立した家庭裁判所は、今現在あるのは1つだけです。それは高雄の家事と少年裁判所です。ほかの場所は、まだ独立の家庭裁判所がなく、建物や名前は地方裁判所と一緒にあって、地方裁判所の中の家事法廷です。

【村田】 ありがとうございます。続いて、日本人の方にお聞きしますが、日本民法の859条の3の立法理由について、少しお聞きして、議論のベースにしたいと思えます。住み慣れた住居を離れることについての問題だったと思うのですが、赤沼先生、簡単にお話しいただけますか。

【赤沼】 赤沼です。日本の民法のこの規定も、当然今お話があったように、居住用資産というのは本人にとって非常に大きな意味を持つということがあります。これを処分することは、本人の居住環境も含めて大きな環境変化によって、本人に対して大きな重大な影響を与えるということが基本だったと思えます。ただ、日本民法の場合は、居住資産に限っています。それに対して、台湾はすべての不動産ですね。このあたりがやはり違うところで、日本の場合はすべての不動産について許可を要するというようにはせずに、本人の身上等に重大な影響を与える居住用不動産についての許可というところにとどめたのが、お話を聞いて印象深かったところです。

【村田】 赤沼先生、ありがとうございます。上山先生、どうぞ。

【上山】 基本的に、今、赤沼先生がおっしゃったとおりなのですが、日本の民法859条3の立法の一番の目的というのは、本人に与える心理学的、あるいは精神医学的な意味でのマイナス面です。つまり、居住関係が変更されることによって、認知症の方とかは典型的ですが、慣れない環境に突然置かれることで、本人の精神面についてマイナス面が非常に大きい可能性があるということが1つです。

それから、居住用不動産の処分によって居所が変更されることで、もともと住んでいたところのコミュニティとか家族関係からも断絶されてしまうこと。つまり、単に居住場所が変わったというだけではなく、その居住場所と密接に関係している人間関係についても大きな変化が生じてしまって、それも本人の精神面

について悪影響を与えるリスクがあるのだということが議論されていました。

【村田】 ありがとうございます。先ほど黄先生にお聞きしましたら、裁判所の許可について、日本の実態はどうなっているのか、ぜひお聞きしたいということです。第三者後見人の事例になりますが、大貫先生、具体的な例がございましたら、ぜひともお聞きしたいと思います。

【大貫】 居住用不動産については、実務上結構あります。不動産の売却だけではなくて、アパートの賃貸借契約の解除とか、それから建物の取壊しです。私が驚いたのは、土地を所有している場合に、本人にとってその土地が唯一の不動産であれば、土地についても居住用とみなされることが多いのです。これはちょっと意外なのですが、土地というのは建物が建つ可能性があるわけです。これはケース・バイ・ケースですが、そういう意味では、比較的広いと思いますね。

ちょっと感想を申し上げますと、日本の場合には居住用の不動産だけが家庭裁判所の許可が必要です。ただし、非居住用不動産について、これは許可は必要ありませんが、私だけかもしれませんが、これについても家庭裁判所の承認をとっています。それが本当に必要なかどうかというところだと思えますが、そのようにやっているのだから、私は、すべての不動産に許可が必要としたほうがすっきりするかなという印象をもちました。以上です。

【村田】 そのほか、不動産に関してして、長谷川先生、何かございますか。

【長谷川】 長谷川です。私の知っている事例は、親族後見の事例なのですが、本人には3000万円ほど預貯金があるにもかかわらず、自宅の売却を許可されたという事例でした。もともと後見の申立てのときに、自宅を売却したいという動機で申し立てたらしいのですが、その後、自宅を本当に売却するようになって、裁判所の許可を求めたケースです。当然、裁判所からは、「もうちょっと先に」と言われるのではないかと私は思っていたのですが、「夫は家に帰れない」、「もう帰れる状態ではない」ということを理由に、売却が許可されました。

しかし、その後、奥さんがそのまま長野の娘の家に行ってしまう、ご主人をそのまま入院させておくという状態が続いていたのではないかと、と後で聞いたので、このような件は本人の全体的な利益という観点からすると、非常に問題だったのではないかとこのように思いました。

この事例は、黄先生の基準の中でも当てはまるところが、基準①にも②にも③にも当てはまらなかったのかなというように思っていますが、申立ての時点で動機の中で売却をしたいとはっきり言って申し立てた場合には、許可の時点で、裁判所のほうでも否定するのが難しいのかな、という疑問も残るのです。いずれにせよ裁判官によって判断基準がかなり異なる印象を持った次第です。

【村田】 ありがとうございます。長谷川先生は、裁判官によっても基準が違う

という印象をもったということですが、裁判官の立場から、お話をお聞きしたいと思うのですが、大島元裁判官、どうですか。

【大島】 昨年の3月まで裁判官をしていましたが、今は公証人です。正直な話、先ほども少し話が出てきましたが、要するにそれまでのご本人、被後見人のライフスタイルというか、そういったものを守るということから、この居住用財産の処分について家裁に許可を得るという形になっていますので、そういった観点からみるのが、大前提となっています。

そうしたときに、先ほども話が出ましたが、帰る見込みがないというときだったら、通常の不動産と同じような感覚で処分を認めるということになります。ただし、帰る可能性があるような場合は、それを前提に、必要性があるのかどうかという判断をしていくことになります。一番大事なものは、本人の今までのライフスタイルを貫くことができるかどうかということですから、そうすると帰れるかどうかというのが、まず第一番目の判断基準にはなります。

それから、ほかの不動産についても全部一緒に許可にしたほうがよいのではないかとこのご意見があって、そういったところがないわけではないのです。

というのは、先ほど、裁判所の許可ではないけれども、承認を得ているというお話がありました。

特に専門家の第三者後見人になられている方は、やはり慎重で、これを本当に処分してよいかどうかという観点を、かなり持っていらっしゃると思います。ところが、あるプロの方が、親族の意向を無視して、不動産を処分し始めた。それは、単に理由は、管理しにくいものから管理しやすいものに変更するというだけのものだった。その中には先祖代々受け継がれているものが含まれているということで、裁判所はその後見人に注意を与えたとか警告をしまして、警告に従わずにその後も同様の行為をしたので解任という事例もあります。だから、それは本来許可が必要なものではありませんが、後見人として本当に本人のために、あるいは本人の周囲に必ず親族というのがいらっしゃるわけですから、その方々の意向を全く無視してということになると、やはり問題になってくる。

だから、いろいろな基準は確かにあるのですが、その当該事案によって本当に必要かどうかという観点で考えられます。たとえば先ほどの遺産分割の例でいうと、被後見人ゼロの場合でも許可を与える場合があります。それはなぜかというと、たとえば父親が亡くなって母親が全部相続するとします。そして被後見人が子どもだという場合に、管理財産を被後見人に移すよりは、そのまま母親に移し、扶養義務の中でやったほうがよいという場合もあり得る。変に共有関係にすると、権利関係が面倒になるからというようなこともある。

いろいろな要素をその事案ごとに見極めて、裁判所としては許可をするかどうか

かという判断はしているし、先ほどの居住用ではないものについても、やめておいたほうがいいのか、やってもいいよとか、極端にいうとそういう言い方ですが、事実上の拘束力を与えた形で、後見人に対してお話をさせていただいているというのが実態だと思います。

【村田】 黄先生、大島先生に何かご質問はありますか。

【黄】 遺産分割の判断について、もう少し詳しくお話しいただけますか。

【大島】 基本路線としては、確かに法定相続分を確保しますというスタンスがないわけではないのです。それはそれであるのですが、それを貫くことが果たして本当によいのかどうかということになります。その事案の場合にどうなのかという観点で、もう1つのフィルターをかけたときに、どういう解決方法が一番よいのかということです。その中の極端な例が、相続分ゼロというのがあり得るといって、そういう話であって、常にゼロでよいという意味ではありません。

だからといって、硬直的に、たとえば法定相続分を確保するということになる、遺産分割を経験された方はよくおわかりだと思いますが、エクセル等を使ってもすごい数式を利用してやっているのです。そうすると、日本の場合でいうと代償金という形で一定の金額を払わなくてはいけないとか、後々に問題が起こるような共有関係が生じるとか、そういうのを避けるために操作しているところがあります。

だから、そういったことをトータル的にみて、このあたりのほうがむしろ問題が起きることが少ないのではないかという予測の下に遺産分割を許可している。原則はおっしゃるとおり法定相続ですが、極論すればそういうものまであるので、だから逆にいうと、もうその人のために全部を使うのだということで、その人が全部取得するという形のものもあります。

そして、後見人に管理をさせるということも事例としてはあります。だから、100もあるし、0もあるというのが実態です。ぶつかった事案ごとに、裁判官としてはある程度苦勞しながらですが、日本の場合はご存知のとおり家庭裁判所調査官というのがいますし、優秀な裁判所書記官もいますので、その人たちと、これはこうだということをやっていきながら、最終的な判断はトータル的にしているというのが実態だと思います。

【村田】 大島先生、どうもありがとうございました。北野先生、裁判官のときのご経験、裁判官であったときの立場から、何か一言ございませんか。

【北野】 居住用不動産の処分に関する家庭裁判所の許可の基準について付け加えたいと思います。居住用不動産の処分については、先ほどから話が出ているように、売却して入院したり、施設に入ったり、あるいはほかのところに移るわけですから、環境が変わることやこれまでの住居がなくなってしまうことについて、

いろいろと本人の精神的な面の影響を考える。これが第1だと思うのです。それから、人間関係、生活関係がこれからどうなるのか、どの程度看護が受けられるかというようなことも考えながら、総合的に判断して許可をするかどうか決めることとなります。

それから、生活費や看護費用を得るための処分の場合は、やはり預貯金や収支の状況などを考える。不足するかどうかということですね。それから入院とか入所の期間とか、帰宅の見込みなどを考えて、許可をするかどうか決めるということになるかと思います。居住用不動産に当たるかどうかというのは、なかなか判断が難しいケースもあると思うのですが、紛らわしい場合は予防的な意味で許可を得ておくというのが、実務のあり方だろうと思います。

【村田】 北野先生ありがとうございました。もうそろそろ時間になりますので、最後になりますが、新井先生、コメントをお願いします。

【新井】 簡単な質問が1つと、コメントがあります。質問は、レジュメ〔本号116頁〕で、台北市社会局が後見人になることを拒絶されたとあります。ただ、台湾の成年後見の場合は、主務機関が後見人になれるという規定が確かあったと思うのです。

【黄】 あります。

【新井】 私はそこは比較法的に非常に評価している点です。にもかかわらず、これは主務機関ですよ。

【黄】 そうです。

【新井】 そこが後見人になれなかったというのは、実質的にどのようなことがあったのでしょうか。

【黄】 この件ですが、実は台北市社会局からも職員が裁判に参加していて、後見人にならないと拒否したわけです。そのため、裁判所も無理にそれを任ずるわけにもいきませんし、仕方なく娘を新しい後見人に選任しました。そういうことです。

【新井】 わかりました。コメントですが、2つあります。まず、家族後見の性格が非常に強いということについては、日本の場合は第三者後見が35%くらいで、その数が多いのか少ないのかという議論があるのですが、成年後見の社会化ということで第三者後見というのがかなり活躍しているということがあるので、その点はぜひ日本の実情を参考にさせていただいたらと思います。

たとえば、利害が対立する親族を複数で後見人にするという考え方は、すでにもう日本では克服された考え方だといわれていますので、この点はぜひ参考にさせていただきたいし、台北市社会局が拒絶したというのは、日本の識者は、パブリック概念を重視する立場からは、いかがなものかと言っていたということ、伝

えていただければと思います。

他方では、日本も見習うべき点があったと思います。それは居住用の不動産と
いうことを少し広げて、不動産一般の問題にして、非常に細かく利益状況を考慮
しているという点です。おそらく日本の議論で、今日、黄先生のなされたような
細かい分類の研究は、これまでなかったのではないのでしょうか。きちんと前置き
をして、分析している。日本は身上監護重視ではなくて財産管理重視だといわれ
ながら、その財産管理の中身についても、これだけ詳細な分析は今までなかった
と思うのです。そういう点は、分析の手法として、これは台湾の成年後見という
より黄さんの研究からかもしませんが、大いに学ぶべき点があるということで、
今後とも日本は台湾から学ぶこともできるし、台湾は日本から学ぶこともできる
という共同研究の必要性を、さらに強く感じた次第です。

【村田】 黄先生、最後にどうぞ。

【黄】 新井先生の積極的・肯定的なコメント、本当にありがとうございます。実
は、このプロジェクトを始めることについて、陳先生も私も、実は成年後見の専
門家ではありませんでしたので、勉強しながらやっているというような感じです。
本日はこの場を借りて多くの成年後見のご専門家と会話することができて、大変
有益な教示をいろいろ受けて、誠にありがたく存じます。今後とも、日本の成年
後見法学会と深く交流を続けて、研究をしてまいりたいと思いますので、よろし
くお願いいたします。

【村田】 それでは、陳先生にも拍手を送りたいと思います。(拍手)

2人の通訳の方にも拍手をお願いします。(拍手)

それでは、時間がまいりましたので、今日のシンポジウムを終わりたいと思
います。どうもありがとうございました。

〈黄詩淳助理教授プロフィール〉

2006年北海道大学法学博士。2006年～2009年法学研究科助教。2008年～2009年ハ
ーバード大学ロースクール客員研究員。2009年から現職。

〔村田付記〕

黄先生の報告に際して配布されたレジュメについては、本学会のホームページ
〈<http://www.jaga.gr.jp/>〉中の「活動情報」に掲載されているのであわせて参
照されたい。